

住宅防音工事のあらまし

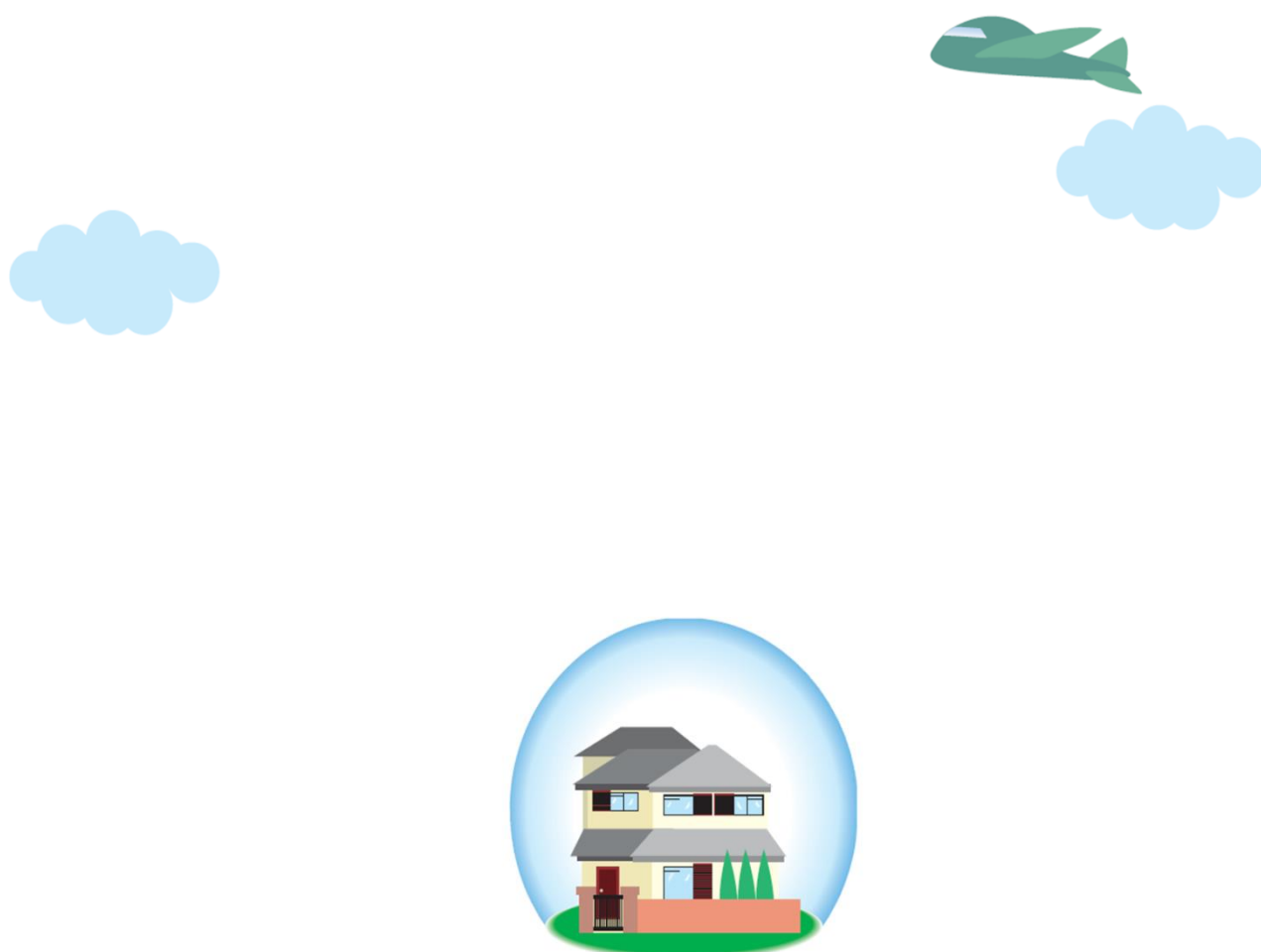


南関東防衛局

はじめに

南関東防衛局では「防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律」に基づき、自衛隊や在日米軍の飛行場の運用に伴う航空機による騒音の障害を防止又は軽減するために、皆様方がお住まいの住宅に対して防音工事の助成を行っています。

このパンフレットは、皆様方に防音工事の内容と申請の手続き等を知っていただくため、その内容をわかりやすく、ご紹介するものです。



も く じ

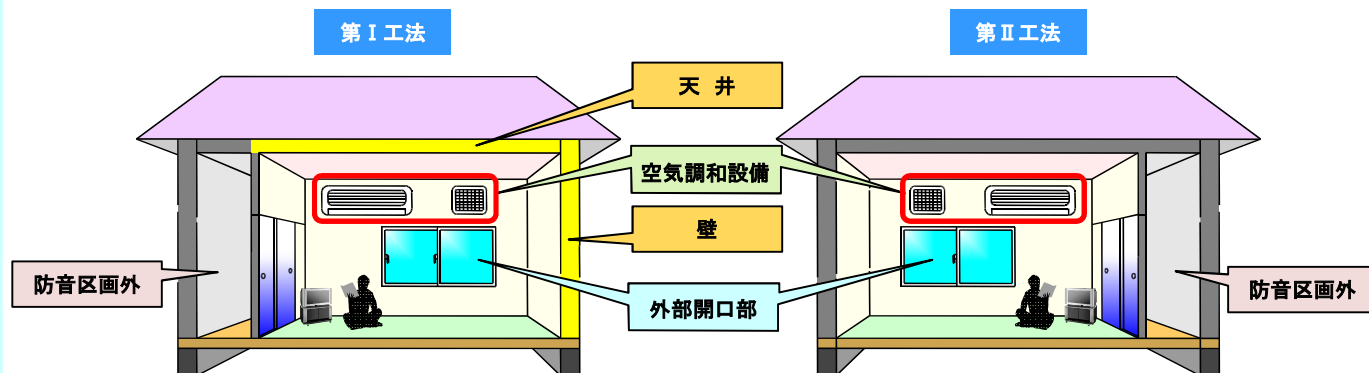
1	住宅防音工事とは	3
2	住宅防音工事の助成の手続き	6
3	補助金の額	7
4	設計事務所及び工事請負業者の選定	7
5	機能復旧工事について	8
6	助成を受けられる場合の注意	9
7	事務手続について	9
8	よくあるご質問	10
9	関係法令	16
10	悪質業者への注意	16

1

● 住宅防音工事とは ● ● ●

住宅防音工事の内容

(※例：木造系住宅の場合)



◆防衛省の定めた住宅防音工事標準仕方書により防音工事を行って頂きます。◆

※住宅防音工事標準仕方書は、防衛省のホームページ

(https://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/sesaku/hojokin_jigyo.html) で確認できます。

施工対象区域		8 0WECPNL以上の第一種区域	7 5WECPNL以上 8 0WECPNL未満の第一種区域
計画防音量		25 dB以上	20 dB以上
工事内容	屋根	既存のまま	既存のまま
	天井	既存天井の一部を撤去し、防音天井に改造	原則として既存のまま。ただし、著しく防音上有害な亀裂、隙間等がある場合は有効な遮音工事を実施
	壁	既存壁を撤去し、防音壁に改造	
	外部開口部	防音サッシ（第Ⅰ工法用）の取付	防音サッシ（第Ⅱ工法用）の取付
	内部開口部	原則として既存のまま。ただし、襖、障子等についてはフラッシュ戸等に交換	
	床	原則として既存のまま	
	空気調和設備	換気装置及び冷暖房機等の設置 (換気装置は、防音工事を行う隣り合う2居室が引き戸で区切られている場合は2室で1台) (冷暖房機は、原則として、第Ⅰ工法の場合最大4台まで、第Ⅱ工法の場合最大2台まで。ただし、既存に設置されていれば対象外)	
その他		防音工事に伴う必要な工事	

【WECPNL】

- WECPNLとは「Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level」（加重等価継続感覚騒音レベル）の略です。Wと略して使用します。
- 音響の強度（dB(A)デシベル）、ひん度、継続時間、発生時間帯などの諸要素により、多数の航空機から受ける騒音の総量（総暴露量）を1日の平均として総合的に評価するもので、ICAO（国際民間航空機構）で提案された航空機騒音の「うるささ」を表す単位です。
- なお、「航空機騒音に係る環境基準について」の一部改正（平成25年4月1日適用）により、航空機騒音のうるささを表す単位が変更されたことから、今後の第一種区域等は新たな単位で指定することとしています。

住宅防音工事の区分

1 一挙防音工事

- 初めて行う住宅防音工事です。
- 世帯人員＋1居室までの居室を対象としています。なお、5居室が限度です。

2 追加防音工事

- 従前の新規防音工事(※)を実施した住宅を対象に行う住宅防音工事です。
※初めて行う住宅防音工事で、2居室以内の居室を対象としていたものです。
- 世帯人員＋1居室から、新規防音工事を実施した居室を除いた居室までを対象としています。なお、5居室が限度です。
- 一挙防音工事及び追加防音工事を実施した住宅は対象となりません。

3 防音区画改善工事

- バリアフリー対応住宅や身体障害者等が居住する住宅等を対象に行う住宅防音工事です。
- 世帯人員が4人以下の場合は5居室まで、5人以上の場合は世帯人員＋1居室までの居室を対象としています。
- 一挙防音工事又は追加防音工事を実施した住宅については、各工事が完了した日から10年を経過した住宅が対象となります。

4 外郭防音工事

- 住宅全体を対象として行う住宅防音工事です。
- 対象となる住宅は別表のとおりです。

◆対象区域は、以下の防衛局等に設置した「縦覧図」で自由に関覧できます。
厚木飛行場：南関東防衛局、座間防衛事務所
浜松飛行場：浜松防衛事務所

(別表)

外郭防音工事対象住宅

区域	対象住宅	特記事項
85W 以上	(1) 防音工事を実施していない住宅(集合住宅の場合は住戸。以下同じ。) (2) 防音工事(一挙防音工事、新規防音工事(※1)、追加防音工事、防音区画改善工事)を実施している住宅であって、以下の事項に該当する住宅 ア 防音工事を実施していない居室がある住宅 各防音工事が完了した日から10年以上経過している場合【特記事項Ⅰ】 イ 防音工事を実施していない居室がない住宅 各防音工事が完了した日から10年以上が経過している場合であって、原則として、防音建具機能復旧工事(※2)に併せて外郭防音工事を実施する場合【特記事項Ⅱ、Ⅲ】	Ⅰ 新規防音工事のみを実施している住宅は、工事完了の日から10年未満であっても対象となります。 Ⅱ 新規防音工事分の防音建具機能復旧工事に併せて外郭防音工事を実施したいとしても、追加防音工事又は防音区画改善工事を実施している場合には、これらの防音工事が完了した日から10年以上経過していなければ、外郭防音工事の対象とすることはできません。 Ⅲ 集合住宅については、様々なケース等があることから、対象となる住宅かどうか、事前にご相談・ご確認ください。
75W 以上 85W 未満	(1) 鉄筋コンクリート造系の集合住宅(以下「RC集合住宅」という。)であって、防音工事を実施していない住戸 (2) 原則として、一挙防音工事等(※3)と防音区画改善工事又は外郭防音工事を実施した住戸が混在【特記事項Ⅰ】しているRC集合住宅【特記事項Ⅱ】であって、単板プレスドアのように芯材を使用していない玄関建具【特記事項Ⅲ】が設置されている一挙防音工事等を実施済みの住戸【特記事項Ⅳ】	Ⅰ 一挙防音工事等を実施した住戸の外郭防音工事と防音区画改善工事又は防音工事を実施していない住戸の外郭防音工事を同時期に実施することにより混在することとなる場合を含みます。 Ⅱ 同一敷地内又は同一の利用目的に供されているひとまとまりの土地に複数棟のRC集合住宅が所在する場合であって、それら複数棟のRC集合住宅を同一の管理者が管理している場合を含みます。 Ⅲ 芯材の有無を確認するため、玄関建具の型番が分かる設計図書や写真等及びカタログ等の提出が必要となりますので、詳しくは事前にご相談ください。 Ⅳ 一挙防音工事又は追加防音工事を実施した住戸にあっては、これらの防音工事が完了した日から10年以上経過している場合に限ります。

(※1) 新規防音工事 : 防音工事を実施していない住宅を対象とし、世帯人員にかかわらず、2居室以内の居室に対して行う防音工事(平成22年度廃止)

(※2) 防音建具機能復旧工事 : 防音工事により設置した防音サッシ等の取換工事(8ページ参照)

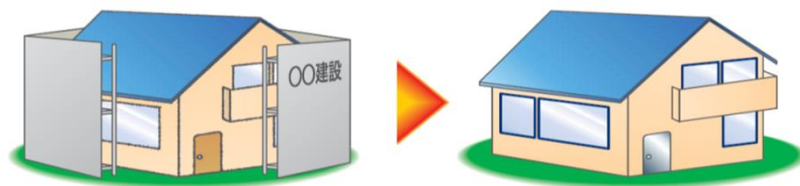
(※3) 一挙防音工事等 : 一挙防音工事、新規防音工事又は追加防音工事

2

・住宅防音工事の助成の手続き・・・



3 ・ 補助金の額 ・ ・ ・



住宅防音工事に係る費用は
原則 100%補助です！

限度額が設けられていますので、それを超えた金額は自己負担となります。

また、ご本人の都合で材料等をグレードアップするための費用についても自己負担となります。

4 ・ 設計事務所及び工事請負業者の選定 ・

- 住宅防音工事の実施にあたっては、設計及び工事の施工監理を行う「設計事務所」と、工事を行う「工事請負業者」と、契約を締結していただきます。
- 設計事務所及び工事請負業者については、皆様方ご本人が、その責任において選定していただくことになります。
(国は、工事請負業者等の斡旋はしていません。)

- 契約は補助金の交付決定後に行ってください。

- 契約後に工事に着手してください。

- 交付決定前に工事に着手した場合は補助金を交付できない場合があります。

- 設計事務所と工事請負業者は、それぞれ別の会社(※)にしてください必要があります。

※資本又は人事面において関連がなく、補助事業等の公正な遂行に支障を及ぼすおそれのない会社等

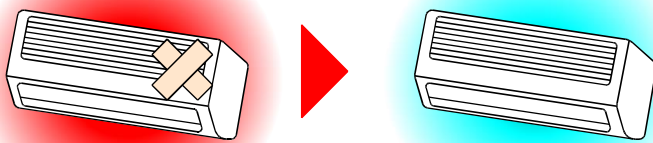


5

機能復旧工事について・・・

1 空気調和機器の機能復旧工事について

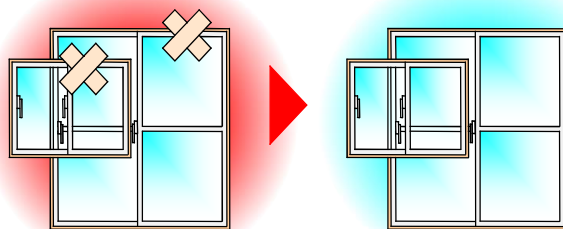
- 住宅防音工事により設置した空気調和機器の機能を復旧する工事です。
- 住宅防音工事が完了した日から10年を経過し、その機能の全部又は一部を保持していない空気調和機器が対象となります。
※住宅防音工事により設置した空気調和機器に替えて、補助事業者自らの負担で設置した空気調和機器についても、住宅防音工事完了日から10年を経過し、その機能の全部又は一部を保持していない場合は対象となります。
- 補助率は90%です。（自己負担は10%となります。）
- ただし、助成を受けられる方が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者の方又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条の規定により支援給付を受けている方である場合、補助率は100%となります。



90%補助です！

2 防音建具の機能復旧工事について

- 住宅防音工事により外部開口部に設置した防音建具の機能を復旧する工事です。
- 住宅防音工事が完了した日から10年を経過し、その機能の全部又は一部を保持していない防音建具が対象となります。
※住宅防音工事により設置した防音建具に替えて、補助事業者自らの負担で設置した防音建具についても、住宅防音工事完了日から10年を経過し、その機能の全部又は一部を保持していない場合は対象となります。
- 補助率は100%です。



100%補助です！

6 ・ 助成を受けられる場合の注意 ・ ・ ・

- 住宅防音工事は、皆様方ご本人が国に補助金を申請し、補助事業者となって設計事務所及び工事請負業者を選定し、契約して工事を実施する事業です。
- 設計や工事を途中で中止する場合、それまでにかかった設計費や工事費などの費用は、皆様方ご本人の負担となる場合がありますので、十分にご注意下さい。（国からお支払いできません）
- 希望者が多い場合は、工事の実施まで時間がかかる場合があります。

7 ・ 事務手続について ・ ・ ・

- 住宅防音工事を実施する上で皆様方には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく各種事務手続を行っていただいています。
- 平成23年度から、地方事務費制度の廃止に伴う措置として、皆様方が行う書類作成等の事務手続については、国や国が委託した者がお手伝いをさせていただきます。
- 令和3年度からは、工事希望者からの希望があれば、事務手続の一部について、電子メールでやり取りをすることが可能となりましたので、希望する場合は、交付申込書の提出前に国や国が委託した者に申し出てください。

（注 意）

- 皆様方が自ら事務手続を行う場合においても、要した費用をお支払いすることはできません。
- 皆様方をお手伝いするための費用は、国が委託先に直接支払いますので、皆様方へのご負担はありません。
- 国の職員や国が委託した者などが、一時的であっても、皆様方へ金銭を請求することはありませんので、もし、金銭を要求された場合は、要求に応じず、南関東防衛局までご連絡ください。
- 電子メールでのやり取りを希望する場合は、各種書類に必要事項を記入した後、自らがPDF形式に変換した上で電子メールにより送付していただく必要がありますので、書類をPDF化できる設備（スキャナー等）が必要となります。



8

よくあるご質問



Q 1

住宅防音工事の対象となる住宅は、どんな住宅ですか？

飛行場ごとに決められた時期までに建てられた住宅が対象となります。下記の表をご確認ください。
希望届をお出しいただく前に不動産登記簿等で建設時期をご確認ください。
詳しくは南関東防衛局にお問い合わせください。



A 1

対象地域	対象時期	対象地域	対象時期
厚木飛行場周辺	85W未満区域 昭和61年9月10日	浜松飛行場周辺	85W未満区域 昭和56年7月18日
	平成18年1月17日		平成24年1月30日
	85W以上区域 平成18年1月17日		85W以上区域 平成3年7月18日



Q 2

私の家は住宅防音工事の対象区域に入っていますか？

厚木飛行場については、座間防衛事務所、浜松飛行場については、浜松防衛事務所に置かれた「縦覧図」で確認できます。
また、南関東防衛局にお問い合わせいただいても結構です。



A 2



Q 3

家を建て替えた場合、住宅防音工事の対象となりますか？

対象区域を指定した時に建っていた住宅については、その住宅を取り壊した時の所有者か居住者の方が、建て替えた後の住宅で防音工事をする場合に対象となります。



A 3



Q4

住宅防音工事を実施したいのですが、希望届の提出はどのようにすれば良いですか？

防音工事又は復旧工事を希望される場合は、下記の表に該当する住宅について、希望届を受け付けています。



A4

(防音工事)

対象地域	区分	希望届受付対象住宅
厚木飛行場周辺	平成18年1月17日に第一種区域に指定された区域	平成18年1月17日までに建設された住宅
	昭和61年9月10日までに第一種区域に指定された区域	昭和61年9月10日までに建設された住宅
	告示後住宅防音工事（85WECPNL以上の区域）	昭和61年9月11日から平成18年1月17日までに建設された住宅
浜松飛行場周辺	平成24年1月30日に第一種区域に指定された区域	平成24年1月30日までに建設された住宅
	昭和56年7月18日までに第一種区域に指定された区域	昭和56年7月18日までに建設された住宅
	告示後住宅防音工事（85WECPNL以上の区域）	昭和56年7月19日から平成3年7月18日までに建設された住宅

(空気調和機器機能復旧工事)

対象地域	希望届受付対象住宅
厚木飛行場周辺	防音工事が完了して10年以上経過した住宅
浜松飛行場周辺	防音工事または空気調和機器機能復旧工事が完了して10年以上経過した住宅

(防音建具機能復旧工事)

対象地域	希望届受付対象住宅
厚木飛行場周辺	防音工事が完了して10年以上経過した住宅
浜松飛行場周辺	



Q5

住宅防音工事希望届はどこにありますか？

南関東防衛局のホームページに掲載しています。
また、南関東防衛局、各防衛事務所にあります。
所要事項を記入のうえ、南関東防衛局へ郵送又は電子メールで送付して下さい。
(宛先は住宅防音工事希望届に記載されています。)



A5

(<https://www.mod.go.jp/rdb/s-kanto/index.html>)



Q6

住宅防音事業補助金交付申込書を提出すれば、防音工事が出来るのですか？

ご提出いただいた書類を審査し、現地調査を行ったうえで判断することになります。
場合によっては対象とならないことがあります。



A6



Q7

工事請負業者がよく営業に回ってきますが、国が工事請負業者を指定しているのですか？

国が工事請負業者を指定、斡旋することはありません。
工事請負業者は皆様方ご本人の責任において選んでいただきます。



A7



Q8

工事請負業者等との契約は、誰が行うのですか？

皆様方ご本人が交付決定後に工事請負業者等と契約を結んでいただきます。工事は契約締結後、実施していただきます。



A8



Q9

防音工と併せて、床等の張り替え工事も出来ますか？

可能ですが、その分は自己負担となります。
詳しくは、南関東防衛局までお問い合わせ下さい。



A9



Q10

防音工を実施した家売りたいのですが？

所要の手続きが必要となりますので、南関東防衛局までお問い合わせ下さい。



A10



Q11

以前復旧工事で交換していただいたクーラーが故障したのですが、再度復旧工事の希望届を提出することは出来るのですか？

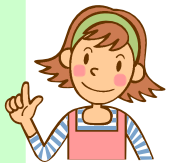
空気調和機器の復旧工事について、厚木飛行場周辺においては、1回目の復旧工事の進捗を図るため、現時点で2回目の復旧工事（再復旧）の希望届の受付は行っておりません。

他方、浜松飛行場周辺においては、1回目の復旧工事の進捗状況を踏まえ、1回目の復旧工事完了の日から10年以上が経過し、現にその機能の全部または一部を保持していない空気調和機器を対象として、2回目の復旧工事（再復旧）の希望届の受付を行っております。

なお、防音建具の復旧工事については、厚木飛行場周辺及び浜松飛行場周辺共に、現時点において、2回目の復旧工事（再復旧）の希望届の受付は行っておりません。



A11



Q12

防音工事を実施した家を改造したいのですが？

所要の手続きが必要となりますので、南関東防衛局までお問い合わせ下さい。



A12



Q13

交付申込書を提出するときに、どのような書類が必要ですか？

以下の書類が必要となります。※1

- ① 登記事項証明書又は家屋所在証明書
- ② 住民票（世帯全員記載のもの）
- ③ 運転免許証等の写し（現地調査時等に運転免許証等により本人確認をする場合は添付不要）※2

※1 ①及び②は交付申込書の提出前の3か月以内に作成されたものを提出してください。

※2 借家の場合は所有者と借家人両者のものがが必要です。
運転免許証等とは、運転免許証、マイナンバーカード、健康保険の資格確認書、在留カード、特別永住者証明書、その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、工事希望者その他の所有者等が本人であることを確認するに足りるものをいいます。

注1 書類を揃える前に、不動産登記事項証明書等で、対象となる時期までに建てられた住宅かを確認することをお勧めします。

注2 「告示日以降に住宅を建て替えた」「相続等による名義変更が未済」などの場合には、別途提出していただく書類がありますので、南関東防衛局までお問い合わせ下さい。

注3 個人番号又は被保険者等記号・番号等が記載された書類については、当該記載に黒塗りをを行い、判別不可能な状態にして添付してください。



A13



Q14

新規、追加防音工事で部屋の工事は終わっており、今回防音区画改善工事で廊下、玄関のみを希望したいのですが、希望届を提出することは出来るのですか。

追加防音工事又は一挙防音工事が完了した日から10年以上経過し、防音区画改善工事の対象となる住宅に該当する場合は、ユーティリティー部分（廊下、玄関等）のみを希望することが出来ます。



A14



Q15

新規防音工事として2室の防音工事が完了しており、今回、追加防音工事を希望したいのですが、追加防音工事の希望届の受付は対象区域によって違いがあるのですか。

追加防音工事については、対象区域によって希望届の受付対象が異なることはありません。

追加防音工事の希望届の受付対象となる住宅は、現在、住宅防音工事の対象区域である第一種区域（75WECPNL以上の区域）に建っている住宅で、過去に新規防音工事（初めて行う住宅防音工事で2居室以内の居室に対し実施していたもの）を行った住宅が対象です。

この場合の対象となる居室数は、世帯人数に応じた居室数（世帯人数＋1居室）から、新規防音工事で実施した居室数を減じた居室数（新規防音工事で行った居室を含めて最大5居室が限度）が追加防音工事の対象となります。



A15



Q16

住宅防音工事の対象となる住宅を建て替える場合、建て替えと同時に防音工事を実施することは出来るのですか？

Q3で記載した所有者又は居住者の方が建て替えを行う場合は、建て替えに併せて住宅防音工事を実施することが可能です。その際、現在の住宅が既に住宅防音工事を実施している場合は所要の手続きが必要となります。詳しくは南関東防衛局にお問い合わせください。



A16



Q17

住宅防音工事標準仕方書に記載されていないサッシなどを使用することは可能ですか？

住宅防音工事標準仕方書に記載されていないサッシなどの使用については、遮音性などの一定の性能を満たす場合には、アルミ製、樹脂製にかかわらず木製サッシなども使用することも可能となりますので、具体的なご要望がある場合には、南関東防衛局にお問い合わせください。

なお、現在使用している製品よりも高価な製品を使用する場合、そのグレードアップするための費用は自己負担となります。



A17

9 ・ 関係法令 ・ ・ ・

1 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律

（住宅の防音工事の助成）

第四条 国は、政令で定めるところにより自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいと認めて防衛大臣が指定する防衛施設の周辺の区域（以下「第一種区域」という。）に当該指定の際現に所在する住宅（人の居住の用に供する建物又は建物の部分をいう。以下同じ。）について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者がその障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行うときは、その工事に関し助成の措置を採るものとする。

2 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令

（第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定）

第八条 法第四条の規定による第一種区域の指定、法第五条第一項の規定による第二種区域の指定及び法第六条第一項の規定による第三種区域の指定は、自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響の影響度をその音響の強度、その音響の発生回数及び時刻等を考慮して防衛省令で定める算定方法で算定した値が、その区域の種類ごとに防衛省令で定める値以上である区域を基準として行うものとする。

10 ・ 悪質業者への注意 ・ ・ ・

- 一部工事請負業者による悪質（強引、巧妙）な勧誘が行われており、苦情が寄せられています。
- 国が工事請負業者に勧誘を依頼することはありませんのでご注意ください。
- 工事請負業者との契約は補助金の交付の決定後に行っていただきますので、急いで工事請負業者を選ぶ必要はありません。
- 皆様方の事務手續のお手伝いについて、国が委託先以外の者に依頼することはありません。
なお、その費用を皆様方に請求することはありません。



住宅防音工事の相談窓口となる国の機関

- 南関東防衛局 企画部 住宅防音第1課、住宅防音第2課

〒231-0003

神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎

TEL: 045-211-7113

URL: <https://www.mod.go.jp/rdb/s-kanto/>

- 座間防衛事務所（厚木飛行場）

TEL: 046-261-4332

〒242-0004

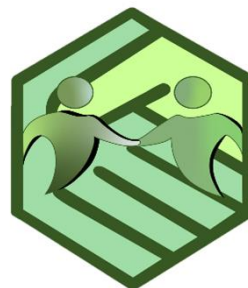
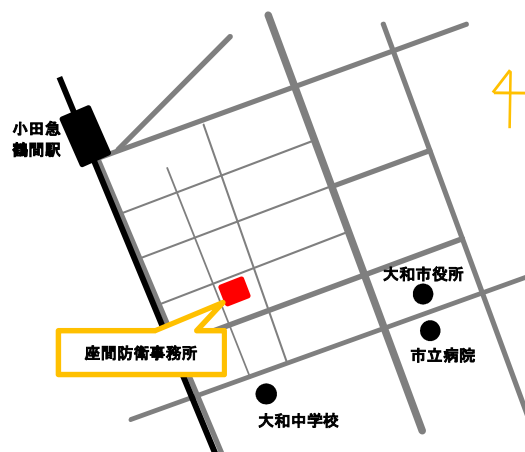
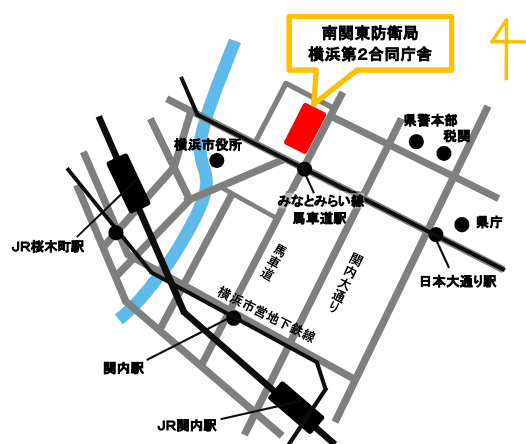
神奈川県大和市鶴間1-13-2

- 浜松防衛事務所（浜松飛行場）

TEL: 053-453-8958

〒430-0929

静岡県浜松市中央区中央1-12-4 浜松合同庁舎



令和6年12月現在